

倫理コード

平成19年12月1日
(改)平成21年3月13日
株式会社DMM.com証券

当社は、国民経済における資金の運用・調達の間である資本市場の担い手としての社会的責任を十分に認識し、企業倫理の構築を経営の重要課題として位置付け、金融庁より公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、役職員一人ひとりが、自らの業務に誇りと責任をもち、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努めます。

このため、当社の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定めました。

1.社会規範及び法令等の遵守

投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、日々の業務の遂行に際しては、一般的な社会規範、法令及びIOSCO（証券監督者国際機構）の行為規範原則、誠実な行動に努めます。

2.利益相反の適切な管理

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理いたします。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて不正な利益は得ません。

3.守秘義務の遵守と情報の管理

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護いたします。

4.社会秩序の維持と社会的貢献の実践

企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に努めます。反社会的な活動を行う勢力や団体及びそれらの構成員等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を行いません。

5. お客様の利益を重視した行動

顧客の金融商品に関する知識、投資経験、財産の状況、投資目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客の利益を最大限に実現することを考慮して行動いたします。

6. お客様の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

仲介者として、常に顧客のニーズや利益を重視し、顧客の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行いたします。会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定の顧客を有利に扱いません。また、適切な投資勧誘とお客様の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努めます。さらに、お客様との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、お客様の利益に対して常に誠実に行動いたします。

7. お客様に対する助言行為

お客様に対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かした助言を行います。関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の未公開情報を基に、お客様に対して助言行為は行いません。

8. 適切な経営管理態勢の構築、及び実効的なガバナンス機能の発揮

財務の健全性および業務の適切性を確保するため、役職員の適切な人員配置、法令諸規則等の遵守、ならびに健全かつ適切な業務運営等を通して、効率的な経営管理態勢を構築するとともに、実効的なガバナンス機能を発揮するよう努めます。

9. リスク管理態勢の整備、及び健全な財務基盤の維持

業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理態勢を整備することにより、資産・負債、損益に影響を与え得る各種リスクを総合的に把握するとともに、それを適切に制御し、もって持続可能な収益構造の構築及びリスクに見合った自己資本を確保することにより、健全な財務基盤を維持に努めます。

10. 適時適切な情報開示

経営の透明性を高めることの重要性に鑑み、お客様及び株主並びに社会に対し、適時適切な情報開示を行い説明責任を果たすことに努めます。

11. 資本市場における行為

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、本倫理コードと照らし、その是非について判断いたします。関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の未公開情報を適切に管理いたします。

12.社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為は行いません。また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚した行動に努めます。公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、当社に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為は行いません。

以上